

損保 1 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ～ (5) の各問に解答しなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕
各 5 点 (計 25 点)

- (1) 伝統的な再保険の代替手段として利用されるファイナイト再保険のうち、再保険会社が主に負担するリスクが「タイミング・リスク」である方式を 2 つ挙げ、それぞれの特徴および主な利用目的を簡潔に説明しなさい。
- (2) 保険料の割増引制度を導入する場合に留意すべき点について、「保険会社向けの総合的な監督指針」に則って説明しなさい。
- (3) 付加保険料を構成する「利潤」について、利潤水準を設定するにあたって留意すべき点を簡潔に説明しなさい。
- (4) 保険負債の時価評価における将来キャッシュフローを予測する手法である「確率論的アプローチ」と「決定論的アプローチ」のそれぞれについて、リスクと不確実性に関する調整方法の違いに触れて説明しなさい。
- (5) メリット料率算定法の種類を 3 つ挙げ、またメリット料率の特徴を簡潔に説明しなさい。

問題 2. 次の (1) ～ (5) の各問に解答しなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕
各 7 点 (計 35 点)

- (1) 損害保険料率算出機構が、平成 25 年 3 月 26 日付で行った地震保険基準料率の変更に関する届出について、届出の背景および概要を説明しなさい。
- (2) 今後引受けを開始する長期契約において、保険期間中途での料率改定が可能な商品設計とするか否かを判断するにあたり、留意すべき点を説明しなさい。
- (3) 第三分野商品の商品設計において、「保険金等の支払時における保険契約者等の保護のための措置」として留意すべき点を、「保険会社向けの総合的な監督指針」に則って説明しなさい。
- (4) わが国の損害保険料率に関する①認可制および②届出制について、それぞれの制度の対象となる保険契約の例を 3 つ挙げ、また、それぞれの制度の概要を説明しなさい。
- (5) 取締役会が保険引受リスク管理に関する方針を定めるにあたり、以下に掲げる項目以外に明確に記載すべき項目について「保険検査マニュアル」に則って挙げなさい。

- ・ 保険引受リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 保険引受リスク管理に関する部門の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針

【 第 II 部 】

問題 3. 次の (1)、(2) の各問に解答しなさい。〔解答は汎用の解答用紙に記入し、(1) および (2) ともに、それぞれ 3 枚以内とすること。指定枚数を超えて解答した場合、4 枚目以降については採点の対象外とする。〕

各 20 点 (計 40 点)

(1) ある個人向けの損害保険商品 (保険期間は 1 年とする。) の料率検証を行った結果、保険の対象の経過年数 (例えば、火災保険における建物の新築からの築年数、傷害保険における被保険者年齢など) に応じてリスクが高まる傾向にあることが判明した。

この経過年数とリスクの関係を保険料の決定要素として新たに導入するか否かを検討するにあたり留意すべき点について、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

(2) 企業 (事業者) の事業リスクを補償する保険商品では、事業領域や環境の変化に伴って発生する多様なリスクを補償するために、特約自由方式の商品を中心にオーダーメイド型の商品設計が行われている。特約自由方式の商品に関して、「補償内容・料率水準の決定」および「販売開始後の商品管理」を行うにあたり留意すべき点について、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

以 上

損保 1 (解答例)

【 第 I 部 】

問題 1.

(1) (5点)

①Loss Portfolio Transfer
既にクレームが発生して支払備金を積み立ててある契約を再保険する方式で、
買収・合併時の既存保険事業の清算、キャプティブ保険会社の清算などに活用
される。
また、予想以上に保険金の支払が早く進んだ場合、再保険会社は損失を被るこ
とになる。
②Retrospective Excess of Loss Covers
過去に引き受けた契約について一定額以上の損害を再保険する方式で、過去に
引き受けした契約の損害額または損害率を一定以下に抑える目的で活用される。
なお、タイミング・リスクだけでなく、IBNR変動リスクもカバーしており、
予想以上に保険金の支払が早まったり、IBNRが積み上がったりした場合は
再保険会社は損失を被ることになる。

(2) (5点)

以下の点に留意する必要がある。
① 割引の新設・改定については、当該割引が数理的にみて合理的であるとともに、他の割増引制度との整合性、割引導入後の収支均衡、保険契約者間の公平性確保等に照らして問題がないものとなっているか。
② 過去の保険金支払実績に基づく割増引制度（保険料調整を行うものを含む。）については、恣意的なデータ選択を行うことなく、入手可能な実績データを合理的に勘案するものとなっているか。特に、入手可能な信頼性および客観性の高い実績データが存在するにもかかわらず、これを使用せず、又は実績データの信頼度に応じた補正を行わないものとなっているか。

問題 1.

(3) (5点)

損害保険会社も私企業である以上、利益を追求することは当然であるが、損害保険
事業の社会性、公共性等も鑑み、契約者にとって過度な保険料負担とならないこと
も考慮して、利潤水準を設定する必要がある。
予定損害率と実際の損害率との差に備える平衡準備金的機能を併せ持つ異常危険準
備金のためのファンドが料率算定上織り込まれていない保険種目も多いため、損害
率等が予定を上回った場合の許容範囲も考慮の上、利潤水準を設定する必要がある。

(4) (5点)

①確率論的アプローチ
将来キャッシュフローを確率分布または複数シナリオを用いて予測する手法である。
この手法では、リスクと不確実性に関する調整額は確率分布から算出される。
将来キャッシュフローの確率分布を明示的に予測している点で、透明性の高い方法といえる。
②決定論的アプローチ
将来キャッシュフローを一点（期待値）で予測する手法である。負債の評価にあ
たっては、現在価値を算出するにあたり、リスクフリーレートよりも低めに調整
した割引率（リスクフリーレート α ）で割り引くことで、リスクと不確実性
に関する調整を行っている。 α と市場のリスク選好の関係が判然とせず、透明性の
点で確率論的アプローチに劣るといえる。

問題 1.

(5) (5点)

算定法の種類	スケジュール料率算定法
	経験料率算定法
	遡及料率算定法
特徴	ロスコントロールを促進すること、個々の持つ危険度をより正確に反映して保険料を定めることという2つの主な目的を持っている。
	特にリスクの逡減を促進するようロスコントロール強化を図れば、
	保険料の割引が期待できる仕組みになっていることが特徴的であり、
	料率の備えるべき要件のうち、安定性というよりはむしろ即応性に
	目的のウエイトを置いた制度である。

問題 2.

(1) (7点)

背景	<p>下記①、②を踏まえ、損害保険料率算出機構で被害予測の精度向上を図り地震危険度を計算した結果、「将来的な地震発生に伴う損害の危険の増加」および「耐震性能による現行の割引率以上の格差」が明らかになったために基準料率が見直され届出が行われた。</p> <p>① 地震保険基準料率の算出に利用している地震調査研究推進本部の「確率論的地震動予測地図」が見直されたこと。</p> <p>② 財務省が公表した「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」の報告書で「等区分」および「耐震性能に応じた割引率」の速やかな見直しの必要性が提示されたこと。</p>
概要	<p>(a) 全国平均で+15.5%の引上げ。 ただし、都道府県、建物の構造によっては引上げ・引下げ率が異なる。なお、引上幅が+30%を超える料率区分は、最大30%とする激変緩和措置が講じられている。</p> <p>(b) 建物が所在する地域を地震の危険度に応じて分類している「等地」について4区分から3区分に集約。</p> <p>(c) 免震建築物割引や耐震等級割引（耐震等級3および2）の割引率を拡大。（現行30%は50%に、現行20%は30%に拡大。）</p>

問題 2.

(2) (7点)

既存契約への料率改定を可能とする場合、損害率が悪化し料率引き上げが必要となった場合に、保険会社にとって早期に適正な保険料収入を確保して経営の健全性が維持できるメリットがあるが、下記点にも留意した上で導入是非を判断する必要がある。
・ 契約時に約定した保険料が保険期間途中で引き上げとなることが、契約者の財産権侵害にあたるおそれや、契約者の不信感を招くおそれがある点。
・ 既存契約への料率改定に伴う保険料の追加・返還の手続きを対象契約すべてに実施するには、多大な事務ロードとコストがかかる点。
・ 保険期間中途でも料率改定が行われる可能性があることについて、募集時点からの十分な説明が必要である点。

(3) (7点)

以下の点に留意する必要がある。
①被保険者を受取人とする保険契約において、保険金等の支払事由が発生し、被保険者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い保険契約については、被保険者に代わる者が速やかに保険金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか。
②疾病、不慮の事故等の給付対象範囲を定めるにあたり、保険契約者等が参照することが困難な分類規定等を利用していないか。
③ 契約更新前の給付金等の支払日数が契約更新後に引き継がれることについて、契約更新時等の機会に保険契約者等に適切に説明する措置を講じているか。

問題 2.

(4) (7点)

<p>①認可制</p>	<p>自動車保険契約（総付保台数10台以上の自動車保険契約および販売用等自動車保険契約を除く）、傷害保険契約、医療保険契約（※1）</p> <p>事前認可制度は、各会社が算出した料率およびその算出の基礎資料について、あらかじめ金融庁長官に提出・申請し、審査を経て認可を取得したのち、当該料率の使用が許される制度である。また、認可制の対象であっても、基礎書類の中で、ファイル・アンド・ユースやユース・アンド・ファイルの手続きを定めているものもある。ファイル・アンド・ユースは、各会社が算出した料率について、金融庁長官に届出を行うことにより、一定期間内に特に異議がなければその期間が経過した後に使用できる制度であり、ユース・アンド・ファイルは、契約締結後の一定期間内に金融庁長官に届け出る制度である。</p>
<p>②届出制</p>	<p>火災保険契約、賠償責任保険契約、動産総合保険契約（※2）</p> <p>各会社が算出した料率について、金融庁長官に届出を行うことにより、90日以内に金融庁長官が変更命令または撤回命令を出さない限り、その期間が経過した後に使用できる制度であり、保険契約者等の保護に欠けるおそれの少ない分野に導入されている。なお、金融庁長官からこの90日の短縮または延長の通知がなされることがある。届出制は、上記ファイル・アンド・ユースに近いが、当該制度は基礎書類自体の変更手続きである点と対象契約が法令で定められている点が届出制と異なる。</p>

<解答例補足>

(※1) 例示であり、地震保険契約等、保険業法施行規則第83条第3号（平成25年12月時点）の規定に該当しない保険契約が記載されていれば正答。

(※2) 例示であり、保険業法施行規則第83条第3号（平成25年12月時点）の規定に該当する保険契約が記載されていれば正答。

問題 2.

(5) (7点)

・ 保険引受リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
・ 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための方針
・ 損害保険会社における自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品の取扱いに関する基本方針
・ 保険会社の業容（規模・成長性・保有する保険引受リスクの集中度合い等）及び自己資本等の額と照らし合わせて合理的な再保険に係るリスク管理に関する方針（保有・出再方針及び受再方針）
・ 特別勘定の管理に関する方針
・ 新規商品等に関する方針（新規商品の負債特性の分析・評価に関する方針を含む。）
・ リスクに応じ合理的かつ妥当な保険料を算定するための方針

【 第 II 部 】

問題 3.

(1) (20点)

(1枚目)

問題の前提を踏まえつつ、経過年数とリスクの関係を保険料の決定要素とすることの是非、すなわち、経過年数別の料率体系(料率細分化)の導入是非を検討するにあたり、料率検証、収支分析の観点だけではなく、契約者の納得感、募集の効率性、さらに他社との競争環境を踏まえ、留意すべき点を考察する。

1. 料率細分化にあたっての一般的な検討の観点

<1>合理的料率細分化の必要性

一般的には、個々の危険度較差が大きいにもかかわらず、合理的な料率細分化がなされていない場合、契約者負担の公平性が阻害される懸念がある。また、保険会社にとっては、料率に対して相対的にリスクの低い契約者層からは必要以上に利益を得ることができる一方で、相対的にリスクの高い契約者層の引き受けに消極的となる。

<2>経過年数別料率の導入是非検討の前提

経過年数別の料率細分化にあたっては、社会的に受け入れられるか否かを慎重に判断する必要がある。例えば料率分類と危険度の間に合理的相関関係があったとしても、基本的には自己コントロール努力で改善できないことを踏まえ、経過年数の料率細分化の必要性や、リスク較差の妥当性について、契約者の納得感を念頭に置いた検討が求められる。

一方、保険会社にとって料率細分化に伴うコストが不当に割高にならないことや新料率区分への移行が円滑に行えるかどうかについても留意しなければならない。

当然のことながら、細分化した料率の料率三原則への適合性にも留意する必要がある。

2. 料率検証結果の精査

まず、経過年数に応じてリスクが高まっていくという料率検証結果を以下の点について今一度精査しておく必要がある。

- ・経過年数別にロス分析を行う過程で、他のリスク分類による影響が排除されているか。
- ・補償内容や補償項目ごとに、リスク較差がどのように出現しているのか。
- ・そのリスク較差の信頼度がどの程度か。

ここで、料率検証による経過年数別のリスク較差に関して、一般統計が存在する場合には、一般統計においても合理的に説明できるかを確認することが重要である。

3. 料率細分化を行わない場合の収支予測

経過年数別の料率細分化を行わない場合の将来の収支を予測してみる。予測にあたっては、住宅着工の動向や人口動態など外部の指標も活用して、経過年数に関する今後のポートフォリオの推移を予測する必要がある。

問題3.

(1)

(2枚目)

細分化せず全体一律の料率引き上げを行ったとしても、将来に亘り平均経過年数の長期化（築古建物や高齢者層などの増加）傾向が確認できるのであれば、更なる収支悪化に繋がる可能性があることがポイントである。もし、平均経過年数の長期化が確認できず、更なる収支悪化がそれほどでもないのであれば、収支状況の観点から見れば経過年数別の料率体系を導入しなくても良いという評価もあり得る。

4. 募集・事務面への影響

建築年や被保険者年齢を基にした経過年数の情報入手をこれまで義務付けていなかった場合、特に既存契約の更新時において新たに入手することが困難となる可能性もある。経過年数の募集時の確認方法や、システム上のデータの現状を把握した上で、追加のロードやコストが、料率細分化による収益面での効果を打ち消すものでないことを確認する必要がある。

5. 料率設定・区分

以下、経過年数別の料率細分化を導入する場合の留意事項を列挙する。これらに留意した結果として、収益面での効果が期待できないのであれば、導入を見送る結論もあろう。

<1>料率検証結果との関係

料率検証結果を踏まえ、料率細分化の区分と料率較差を設定していくことになる。補償内容や担保項目ごとに検討が必要となるが、料率検証の信頼度に応じて、場合によっては、検証結果の較差を縮小させることも検討が必要となろう。

また、どの区分で細分化を行うかについても上記1.の観点に留意する必要がある。

<2>付加保険料への影響

上記4.に関して、募集・事務面で新たにロード・コストが発生するのであれば、付加保険料への反映要否を検討する必要がある。

<3>契約者の負担感

契約者の保険料負担感も考慮する必要がある、特にある経過年数を境に保険料が大きく跳ね上がる設定は慎重に判断する必要がある。一方、経過年数の区分を細かく刻む場合は、毎年保険料が変更となることを加入の際に丁寧に説明し納得いただく必要がある。

また、料率細分化に伴う保険料の最大較差かどの程度まで許されるのか、社会的に受け入れられるか、また、最も保険料が高くなる層について、保険加入が困難な設定にならないか留意が必要であり、激変緩和措置も念頭に置く必要がある。なお、既に築古建物や高齢者などの引受制限を行っている場合、引受制限を廃止し高い保険料負担を課すことの方が契約者にとっての利便性に資するという考え方もあろう。

問題3.

(1)

(3枚目)

<4>販売面への影響

傷害保険においては、医療保険などと異なり、病歴などの告知やそれによる引受審査が不要ということに加え、年齢によらず同一の保険料であることが、販売しやすい商品として位置づけられてきたとも考えられる。そのため、年齢区分が細分化された場合、販売しやすさを低下させる懸念もあり、そのことも留意すべき点となり得る。

火災保険においても、賃貸物件の収容家財は、賃借人による建物の築年数把握が困難な場合も想定され、築年数によらず同一保険料の方が販売し易いという面もあろう。

<5>競合他社との関係

他社において経過年数別の料率体系を既に導入している場合、自社ではリスクの高い層の契約の割合が既に高まっていることも考えられる。また、当該他社での料率較差次第では、自社で導入した場合に想定された収益面での効果が得られないこともあり得る。

逆に、他社に先駆けて新たに導入する場合は、収益面での効果が

得られることはもちろん、募集・事務の煩雑さ等による逆効果が生じないことも確認しておくべきである。

<6>収支予測

以上の観点を踏まえて設定した料率を用いた場合に、上記3.と同様、ポートフォリオの推移を予測し将来の収支を予測してみる。将来の収支への効果が明確でない場合は、料率設定の再検討が必要であり、効果を明確にさせるような再検討が困難なときは経過年数別の料率体系を導入する意義が乏しいという結論にもなろう。

6. その他

<1>築古建物・高齢者層向け専用商品の投入

築古建物や高齢者層向けに、契約者の公平性にも留意した上で、補償範囲や補償項目を削減し、一般向け商品と異なる料率体系にした専用商品を投入することも考えられる。ただし、この場合も、境となる築年数・被保険者年齢において当該層向け専用商品へ切り替えるにあたり、契約者の理解や販売面への影響を十分に留意した検討が必要になる。

<2>自己コントロール努力の反映

契約者は、経過年数そのものを自己コントロール努力で改善することはできないが、経過年数の進行に伴うリスクの上昇を抑える努力は可能な場合もある。例えば、火災保険において、建物のメンテナンスを計画的に実施している場合に保険料を割り引くといった制度も料率細分化とあわせて導入することも考えられる。

以上

問題3.

(2) (20点)

(1枚目)

損害保険会社は、特約自由方式を活用し、企業の事業領域や環境の変化に伴い発生する多様なリスクをカバーする商品を柔軟に市場に供給することが可能となっているが、補償内容が多岐にわたるため、保険設計上およびリスク管理上の課題を適切に認識して運用を行わなかった場合、十分な保険引受利益が確保できず、さらに不測の事態が発生したときに思わぬ損失を被りかねない。以上を踏まえ、補償内容・料率の設定を含む商品設計やリスク管理、モニタリングに係る留意点を考察する。

1. 特約自由方式に係る保険会社向けの総合的な監督指針の規定

<1> 特約自由方式における補償内容の考え方について

企業分野については、保険会社向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）IV—3—3（特約自由方式等の取扱い）に「届出をしないで特約を新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合」の審査基準が示されているが、これは、既に特約自由方式となっている商品において特約を新設・変更する際にも参考とすべきであろう。また、監督指針における「事業活動損害保険等の取扱い」や「約定履行費用保険の取扱い」といった商品審査基準のほか、各分野に共通の審査基準にも照らし、各種審査基準を満たすことに配慮する必要がある。

<2> 商品開発における内部管理態勢について

監督指針II—2—5（商品開発に係る内部管理態勢）には「第二分野の企業保険については、特約自由方式が導入されるなど、従来にもまして、保険会社における商品開発に係る内部管理態勢の充実が重要」とあり、監督指針に示された内部管理態勢のポイントは、特約自由方式においても特に留意する必要がある。

また、商品販売開始後のフォローアップにあたっては、収支分析において「特約自由方式が可能な契約を主たる対象とする集団とそれ以外の集団が混在する保険種類にあっては、その集団別に検証を実施」することや、「保険契約の引受けが業務規程に則って行われていることのチェック」において「本店以外の部署に保険契約の引受けに係る裁量権があるものについて、その裁量権の内容を理解した引受けが行われていることのチェック」など、特約自由方式の特性に沿って実施する必要がある。

2. 新商品の補償内容・料率水準の決定における留意点

<1> 補償内容の決定における留意点

企業の事業活動は複雑・多様であり、特約自由方式で提供される補償の多くは、同質のリスクを多数集めることが困難であるため、以下のような事項に留意が必要である。

問題3.

(2)

(2枚目)

- ・既存の引受リスクと新しい補償リスクとの集積が発生しないよう、リスクの遮断・分別を意識した補償内容とする。
- ・逆選択やモラルリスク誘発を抑制するための免責事項や告知事項の検討を行う。
- ・リスク評価に係る情報が契約者・被保険者サイドに偏って存在することが多いため、企業の事業リスクを十分に理解するための情報収集や、専門知識を有するアンダーライターの活用により、引受リスクの不確実性を抑制する補償内容の検討や、ロスコントロールを促す目的で縮小支払方式や免責金額の設定などを検討する。
- ・保険の発動要件をオールリスク方式ではなく明示危険方式とし、引受開始後の実態と開発段階で想定していたリスクや料率に織り込んだ条件との乖離を回避する。

<2>料率水準の決定における留意点

特約自由方式による商品であっても、「適度に安定していること」、「ロスの変化に対して適度に対応可能なほど即応性があること」、「ロスコントロールを促進するものであること」、「不測の事態に対しても十分な備えがあること」および「簡素で、かつ容易に理解されるものであること」といった保険事業を営む観点からの料率の要件を満たす必要がある。また、新しいリスクの引受けに際しては、一般統計データが十分に整備されていない場合が多いため、個別料率やメリット料率を組み合わせ、即応性やロスコントロールの促進を図ることができるスキームを検討すべきである。

これらの点は基本的な考え方であるが、特に特約自由方式においては以下のような点に留意して料率決定過程に合理性を持たせ、より実態に即した内容にする必要がある。

- ・既存契約の補償を拡張する場合は、既存の引受リスクと拡張補償リスクが独立事象ではないことも考えられるため、料率の基礎率の前提とする確率分布を新設・修正するなどの数理面での工夫が必要である。
- ・他国市場や再保険市場へアプローチして同種リスクの引受けやタリフの存在を確認して保険料の基準を定めることも非常に有益である。ただし、参考にした他国タリフの引受実績や保険成績等の信頼性を十分考慮する必要がある。
- ・大数の法則が働くほどの契約件数を見込むことが困難であり、単年度の収支変動が大きくなることが予想されることから、料率に相応の安全率を見込んでおくとともに、保険成績を検討するための成績計算期間を長期間としておくことも考えられる。
- ・保険成績の悪化に備え、経験料率算定法や遡及料率算定法等を活用した保険料調整の仕組みをあらかじめ導入しておく。また、契約者・被保険者のロスコントロールを促すた

問題3.

(2)

(3枚目)

め、保険成績が良好であった場合に引受リスクの不確実性に対する安全率を調整する仕組み等（優良戻し制度・無事故戻し制度等）の導入も検討できる。

- ・付加保険料において、特に個別料率を採用する場合は、クラス料率の場合より管理運営費用の増加を考慮した水準とすることが考えられる。なお、競争市場であっても保険引受利益が確保できない水準となっていないか常に留意すべきである。

3. 販売開始後の商品管理における留意点

<1>リスク管理

オーダーメイド色が強い特約自由方式商品では、補償内容が多様であり同質のリスクを多数集めることが困難であり、リスク管理面において不確実性が高まることが懸念される。そのため、以下の点に留意した引受リスクの把握と不確実性の抑制が必要である。

- ・同種リスクの引受けを増やすことによりポートフォリオを安定化させると同時に、補償の標準化や料率のタリフ化を行うなどして、引受リスクの同質化・明確化を進める。
- ・保険成績の予想が難しく、収支を安定させられる契約件数・保険料の確保が不確実であることが想定されるため、適切な保有・再保険政策を策定し、ポートフォリオの安定を図る。
- ・販売開始後に想定外のリスクが顕在化するといったリスク構造の変化を見逃すことのないよう、モニタリング機能の強化を図る。

<2>販売後のモニタリング・フォローアップ

監督指針の「商品販売開始後のフォローアップ」において、特約自由方式で特に留意すべき点が示されていることも考慮し、以下のような点を意識した対応が必要である。

- ・本店以外の部署に引受けの裁量権を与える場合、主観的なリスク判断により保険料が変わり、契約者間の公平性が失われないように、その裁量権の内容を理解した引受けが行われていることのチェックが必要である。客観的リスク判断に基づく保険料設定がされるように、アンダーライティングに係るガイドラインを設けたり、けん制機能を働かせるための運営手法を導入したりするのも有効であろう。
- ・特約自由方式が可能な契約を主たる対象とする集団とそれ以外の集団が混在する保険種類にあっては、その集団別に定期的な収支検証を実施し、保険料（計算基礎率）の妥当性や補償内容の適正性の検証を行う。
- ・保険成績から把握した情報をもとに、引受方針や料率調整の変更だけでなく、ロスプリベーション策の契約者・被保険者に対する提案・実行によりリスクの抑制を図る。

以上